

電灯回路に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

電灯回路に関する事項

改正理由

一般に、電灯回路においては、レセプタクル等が配置され実際の負荷電流の想定が難しいことから、現行規則においては、電灯回路の過負荷保護の観点から不確定な負荷電流増加を考慮する目的で1つの回路に接続する電灯器具の個数に上限を設けている。しかしながら、居住区域以外に配置される電灯回路においては、レセプタクルが設置されず当該回路の合計負荷電流が確定できる場合がある。

そのような回路においては、電灯器具の個数に係わらず回路の保護が可能であることから、今般、電灯回路の保護が確実な場合において、当該回路に接続される電灯器具を個数に係わらず設置できるよう関連規定を改めた。

改正内容

保護要件を満足する電灯回路において、接続される電灯器具を個数に係わらず設置できる旨関連規定を改めた。